

中泊町特別定額給付金のお知らせ

■目的

特別定額給付金事業は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に町民の生活の維持に必要な家計への支援を行い、地域の経済活動に役立てようとするものです。

■申請・受給者及び給付対象者

(1) 申請者・受給者(申請・受給できる方)

世帯主(外国人は各給付対象者)

※給付金を世帯内で分けて給付を受けることはできません。

(2) 給付対象者

基準日(令和2年4月27日現在)に中泊町において、次の①、②のいずれかに該当する方

①住民基本台帳に登録されている方

②外国人登録原票に登録されている方(3か月未満の短期滞在者は除く)

※所得制限はありません。

■給付額

給付対象者1人につき100,000円

■申請から給付までの流れ

①郵送申請 ②窓口申請 ③総務省オンライン申請 左記①～③のいずれかによって申請してください。

※感染症拡大防止の観点から①・③での申請にご協力をお願いします。

※③総務省オンライン申請は、総務省HPで申請方法をご確認ください。

5月上旬

役場から申請書類・返信用封筒が各世帯へ送付されます(5月7日発送開始)

【申請受付期間】

5月11日(月)

から

8月11日(火)

(3か月間)

【申請に必要なもの】

(1) 申請書(次の事項の記載が必要です)

①申請者(世帯主)の住所・氏名・押印

②振込口座の金融機関名・店名・口座種目・口座番号・口座名義人

※ただし、水道料引落口座、住民税等の引落口座、児童手当受給口座のいずれかを選択した場合は②はチェックのみ記入

(2) 申請者本人確認書類の写し(必ず添付してください)

①運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード、健康保険証など本人を確認できる公的身分証明書の写し

(3) 振込先確認書類の写し

①預金通帳の表紙をめくった見開きページの写し(口座番号と口座名義が確認できる箇所)

※ただし、水道料引落口座、住民税等の引落口座、児童手当受給口座のいずれかを選択した場合は①は不要

返信用封筒(切手不要)で役場へ返送(8月11日消印有効)

特別定額給付金対策室(役場小会議室1・2)又は小泊支所へ直接持参

5月下旬～

申請書類・振込金額を確認し、給付決定通知書を送付。

特別定額給付金が振り込まれます。

(申請書提出から指定口座に振り込まれるまで2～3週間程度かかる予定です。)

※給付は口座振込みを原則とし、現金給付は口座を持たない方が対象です。

現金給付の方は事務処理上、給付金の受給時期が遅れることになります。

〈お問い合わせ先〉

中泊町 町民課 特別定額給付金対策室

☎57-2111 (内線2313・2314)

給付金サギに注意!!

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 通帳
- マイナンバー
- 口座番号
- キャッシュカード

中泊町や県・国などが、以下のことを行うことは
絶対にありません。

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、申請手続きを求めること

**特別定額給付金について、
家族の中で話題にしましょう!!**

***申請方法は、郵送、持参、総務省HPのいずれかです!!**

***「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください。**

- 消費者ホットライン(局番なしの3桁)……**188**
- 警察相談専用電話……**#9110**
- 全国共通新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン
0120-213-188

〈お問い合わせ先〉

中泊町 町民課 特別定額給付金対策室

☎57-2111 (内線2313・2314)